

府営水の建設負担水量の見直しへの、市の意見内容

府営水道の供給料金が令和4年度以降統一されたことから、次の理由により次期料金見直し（令和7年度～令和11年度）において建設負担水量の見直しが必要と考えている。

- 1) 3水系の料金が統一されたこと
- 2) 水運用が3水系で可能となったこと
- 3) 3水系の整備(更新)が順次可能となったこと
- 4) 前3項から、アセットマネジメントを整理するうえでも各市町の保有する設備の余剰能力も一定に合わせた水量とすることが適当と考えられること
- 5) 建設負担料金は、施設整備に関する費用であり、〔受水の〕一日最大水量をベースとする考え方が妥当であること
- 6) 現行ルール下では、人口減少団体は負担が増加する一方、増加団体は負担が減少する構造的な問題があること。また建設負担水量の見直しがなされない場合、人口減少団体は料金値上げが必然となること（増加団体は逆に作用する）
- 7) 改正水道法施行規則において、「水道事業者は、収支の見直しを作成したときは、おおむね三年から五年ごとに見直すよう努めなければならない。」とあり、用水供給事業においても、その収入となる各受水団体からの負担金の在り方の見直しを免れるものではないと考えられること
- 8) 地方公営企業法に基づく減価償却は、対象となる資産の耐用年数（建物の60年から設備の15年等）に応じて減価償却する期間は異なるが、現在の水量が決まった平成14年から起算しても、減価償却が終わっている資産はあるはずであり、残存する資産に応じた水量に見直す必要があること
- 9) 経営審議会答申でも令和元年12月の2次答申に引き続き、新・京都府営水道ビジョン検討部会でも建設負担水量の見直しに言及がなされていること

以上、水系にこだわる必要はなく、ゼロベースで検討すべきと考えている。